

糖尿病のよりよい連携医療をめざす会 会則

第1条 (名称)

本会の名称は、糖尿病のよりよい連携医療をめざす会と称する。

第2条 (目的)

本会は病診で継続した連携医療を行うとともに、関連機関と連携し糖尿病の発症予防や糖尿病患者を早期に発見し、慢性合併症の発症、進展を予防する為の活動を行うことを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的のために、次の事業を行う。

1. 懇話会を年1~2回開催
2. 病診連携の会を実施
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員)

会員は本会の主旨に賛同する医師によって構成し、会員の固定化は図らない。

第5条 (役員)

本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
世話人	10数名
会計	1名
会計監査	1名

第6条 (運営)

1. 役員は世話人会を構成し、本会の運営を行う。
2. 世話人会は年3回程度開催する。
3. 世話人会は必要に応じて、アドバイザーの参加を求める場合がある。
4. 当番世話人は世話人会によって決定され、次回の懇話会等を担当する。
5. 本会の開催、運営は共催とする。
6. 「会計」「会計監査」は世話人を兼任できる。
7. 新たな世話人は世話人の推薦により世話人会で決定する。

第7条 (世話人会の付議事項)

1. 当番世話人の選任
2. 次回開催形式の決定
3. 講師の選任
4. 臨床研究の発表内容案を共催会社と検討
5. 世話人の選任

6. 会則の改正
7. その他世話人が必要と認めた事項

第8条（事務局）

本会の事務局は「浜松北病院 地域医療支援課」に置く。

第9条（会計）

参加費は、各会の世話人会で会費を決定し徴収する。

本会の運営費は参加費、その他の収入をもってこれに充てる。

1. 本会の会計年度は毎年4月1日より、3月31日までとする。
2. 監事の監査後に会計は会計報告を行う。

第10条（会則の変更・追加）

本会の会則変更は、世話人会にて協議、決定する。

第11条（細則）

本会会則の細則は世話人会の議を経て別途定める。

附則

（1）令和6年2月19日現在の役員は次の通りとする。

会長	浜松北病院	澤田 健
副会長	藤枝市立総合病院	森田 浩
会計	黒田内科クリニック	黒田 豪
会計監査	きくち内科クリニック	菊池 範行
事務局	浜松北病院	源馬 理恵子
	聖隷浜松病院	柏原 裕美子
	きらりタウンかわい内科医院	川合 弘太郎
	遠州病院	後藤 良重
	西岸スズキクリニック	鈴木 良知
	みのる内科クリニック	次木 稔
	西脇医院	西脇 雅子
	浜松医科大学付属病院	釣谷 大輔
	浜松医療センター	長山 浩士
	浜松医科大学付属病院	橋本 卓也
	林 医院	林 千雅
	一貫堂内科消化器科医院	馬淵 友良
	なるみやハートクリニック	宮澤 総介
	安川内科クリニック	安川 隆子

（五十音順）

（2）本会則は、平成23年7月1日より施行する

- | | |
|----|------------|
| 改訂 | 平成28年4月11日 |
| 改訂 | 平成30年6月25日 |
| 改訂 | 令和2年1月16日 |
| 改訂 | 令和6年2月19日 |